



2015年8月21日

各 位

会社名 イオン九州株式会社  
代表者名 代表取締役社長 柴田 祐司  
(コード番号：2653 JASDAQ)  
問合せ先 取締役 人事総務本部長 山本 博之  
(電話番号 092-441-0611)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を決議しましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする

#### 【取締役会における決議事項】

- (1) 当該株式会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定する。
  - ②コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置する。  
さらに、この内部統制システム委員会の組織の下に、「環境」関係の法令等に関してISO推進委員会、その他法令・自然災害等に関してコンプライアンス部会・リスクマネジメント部会・人事110番・業務プロセス部会をそれぞれ設置する。
  - ③財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
  - ④反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。
- (2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行なう。
  - ②取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行なう。
  - ③個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程及び個人情報保護規定を定めて対応する。
- (3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - ①災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底する。
  - ②当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用している。ま

た、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行なわない。

- (4) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規定に従い、経営会議の審議を経て、取締役会において決定する。
  - ②取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進める。
- (5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に担当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制。
  - ロ. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
  - ハ. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
- 二. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
- ①イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
  - ②当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。
  - ③親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

#### 【監査の実効性確保体制】

- (6) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ①監査役の業務を補佐する使用人は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。
  - ②監査役がその業務を補助すべき使用人を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な使用人を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。
  - ③監査役の補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行なうものとする。
- (7) 前号の使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

- (8) 当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- (9) 次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制。
  - ロ. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- ①取締役及び使用人は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
    - i. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実。
    - ii. 当社の取締役及び使用人が法令または定款に違反する行為で重大なもの。
    - iii. 内部通報制度にもたらされた通報の内容。
    - iv. 会社の信用を大きく低下させたもの、またはそのおそれのあるもの。
  - ②経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①通報者に不利益が及ばない通報窓口の仕組みにおける通報の状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
  - ②内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。
- (11) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ①監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用または債務を処理する。
- (12) 当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ①常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。
  - ②常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、内部統制システム委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとする。
  - ③監査役は、会計監査人から会計監査の方針および内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行なうなどの連携を図っていく。

以上